

令和二年六月二十六日

聖籠町農業委員会第二十四期

第十六回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第16回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第16回総会は、令和2年6月26日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長) | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 4 番 宮下 吉勝 (農政部長) |
| 5 番 新保 要一 | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 なし

出席した職員は、次のとおりである。

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について

日程第5 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案について

日程第6 報告第2号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第16回総会を開会いたします。 (開会 午後2時00分)

皆さん、大変お忙しいところ、ご苦労様です。私の記憶では、6月11日に新潟県が梅雨入りして、その時、少し雨が降った記憶がありますが、その後雨が降らないカラ梅雨でしたが、昨日から今日にかけて降った雨が作物にとって非常にいい雨であったと思っています。全然違う話になりますが、5月26日付産業経済新聞の記事に農林水産省職員が書いた記事があったのですが、新型コロナウイルスが世界的に流行している中で、ロシアをはじめとする14か国が食料の輸出停止をし始めている中で、現時点では、日本にさほど大きな影響はないだろうけれども楽観はできないとありました。我々農業委員会は、楽観できないということは、食料自給率38%という中で、国民に食料がいかないという最悪のケースを考えた場合、仕事として農地を常に最適化し、国民に食料を安定的に供給できる体制にしておくことが責務かなと感じています。委員の皆さんもその心構えで今後の活動に取り組んでいただきたいと思います。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、3番農地部長、4番農政部長を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年6月26日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。
「議案朗読」
いずれの農地も、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、真ん中にある水路はどのようになるのかと質問があり、町より占用許可をもらっているとの回

答でした。資材置場がもし必要なくなった場合、宅地には何年ぐらいで変更できるかとの質問があり、最低限 3 年は資材置場として使用する必要があるとの回答でした。あと、乗り入れはどうなっているのかという質問があり、現在ある乗り入れを利用するため、特に許可申請は必要ないとの回答でした。他は、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。議案第 1 号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第 1 号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第 4、議案第 2 号 農用地利用集積計画による(利用権設定) 申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは 2 ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、承認となれば町長部局の産業観光課に送付し、その後、来月 10 日に公告され、同日付けで許可となります。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第 2 号につきましては、全員意義なく、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第 2 号について許可してご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、報告第1号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案について、報告します。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは3ページ以降をご覧ください。
「議案朗読」
以上であります。

「会 長」 日程第6、報告第2号 農地等の現況に係る照会に対する回答ついて、報告します。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは5ページ以降をご覧ください。
「議案朗読」
以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時7分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議長

長

駒澤一男



聖籠町農業委員会

署名委員

曾根善治



署名委員

宮下 志勝

